

28

国民年金の保険料は25年納めればよいと聞きましたが本当ですか？

60歳になる前月まで保険料を納付する義務があります。

国民年金は60歳になる前月まで保険料を納付する義務がありますので、当然、それまでは納めなければなりません。

「25年」という意味は、20歳から60歳になるまでの40年間のなかで、さまざまな事情により保険料を納めることができなかった期間があっても、保険料を納めた期間と免除を受けた期間等を合計して25年（300月）以上あれば、老齢基礎年金や厚生年金などの年金を受けられる資格ができるというものです。

国民年金（老齢基礎年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間（昭和16年4月1日以前生まれの人は、制度発足の昭和36年4月から60歳になるまでの期間、すなわち加入可能年数）納めることで、はじめて満額の年金を受けることができます。

老齢基礎年金は満額を受けたときに、高齢者夫婦2人で生活する場合の生活費のうち基礎的支出（食料費、住居費、光熱費、被服費）と雑費の一部をまかなうことができる水準とされています。

また、国民年金は、老後の保障だけではなく、万一の病気やけがなどで障害が残ってしまったときには障害基礎年金が、不幸にして一家の働き手を失うことになった場合には、遺族に遺族基礎年金がそれぞれ支給されます。しかし、保険料を納めていない期間があると、こうした場合に年金を受けられないことがあります。